

## News Release

---

### 「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」の一部改正について

---

平成23年11月1日

学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準について「用語の修正」、「個人情報保護の規範順位」、「教職員における資質向上の指標」、「学習塾認証」を内容とする一部改正を行いました。

改正全文をホームページ「子どもと消費者の安心・安全」に掲載しておりますので学習塾事業者の皆様には積極的な推進をお願い申し上げます。

改正のポイントは次の通りです。

#### 【改正のポイント】

◎個人情報保護に関する遵守義務は、「個人情報保護法と経済産業分野を対象とするガイドライン」であることを明示しました。

◎プライバシーマーク制度は日本工業規格JIS Q 15001の遵守が前提であることに力点をおいて明示しつつ、マーク取得まで踏み込むことなく、「利活用」することで自社の質向上になることを肯定、それ以降の裁量は各事業者の判断にゆだねる表現としました。

◎学習塾において顧客である子どもたちや保護者の安全に関して国が認知する規範は「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン\*」であることを明示しました。

◎学習塾認証制度の目的と認証基準を明示しつつ、認証取得まで踏み込むことなく、「利活用」することで自社の質向上になることを肯定、それ以降の裁量は各事業者の判断にゆだねる表現としました。

\*学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン（学習塾教職員の資質の向上）

#### 1. 学習塾教職員の採用方法の適正化

(1) 代表者は、学習塾教職員の採用時において、本ガイドラインを交付して、これを理解・実践できるかを確認し、誓約書を提出させる。また、雇用の形態・契約内容に関わらず、代表者自らが応募者本人の履歴及び現状確認を行うとともに、面接等を慎重に実施するとともに、その方法についても工夫し、応募者の人格的本質を発見するよう努める。

(2) 代表者は、学習塾教職員の採用について、子どもの権利の遵守を必要不可欠な採用基準とする。

(3) 代表者は、学習塾教職員を採用するに当たり、雇用開始から一定期間は試用期間とする。

#### 2. 学習塾教職員の教育・研修

(1) 代表者は、本ガイドラインを遵守するために、安全教育責任者を設置し、学習塾教職員の教育・研修を行う。

(2) 代表者は、雇用の形態・契約内容に関わらず、学習塾教職員に対して、本ガイドラ

イン及び学習塾関係法令の教育・研修を実施する。この教育・研修は、一定期間ごと、及び本ガイドライン、学習塾関係法令の改正時に行うものとする。特に、新規採用の学習塾職員に対しては、必ず教育・研修を行う。

(3) 代表者は、教育・研修から一定期間をおいた後に、当該教育・研修に係る書面による本ガイドライン、学習塾関係法令の確認試験を実施する。

### 3. 子ども及び保護者に対する行動基準

(1) 学習塾教職員は、子ども及び保護者との関係において、倫理的な行動に努めなければならない。

(2) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の利益を最優先しなければならない。

(3) 学習塾教職員は、子ども及び保護者の意思・決定を尊重しなければならない。

(4) 学習塾教職員は、子ども及び保護者等の人権を尊重しなければならない。